

令和7年(ヌ)第63号

令和7年(ケ)第135号

[注意事項]

- ・ 本件は、併合後の物件1～6の一括売却です。

令和7年(ヌ)第63号現況調査報告書の「南西側の隣地（瀬戸市矢形町5番の件外土地）」とあるのは「物件5」と読み替えてください。

令和7年(ケ)第135号現況調査報告書及び同補充現況調査報告書に「物件1」とあるのは「物件3」と、「物件2」とあるのは「物件4」と、「物件3」とあるのは「物件5」と、「物件4」とあるのは「物件6」と、「物件3土地北東側の隣地（瀬戸市矢形町1番の件外土地）」とあるのは「物件1」と、それぞれ読み替えてください。

- ・ 本件の3点セットの構成は次のとおりです。

①公告書

②物件明細書

③令和7年(ヌ)第63号 現況調査報告書

④令和7年(ケ)第135号補充現況調査報告書

⑤令和7年(ケ)第135号現況調査報告書

⑥令和7年(ヌ)第63号, 同年(ケ)第135号評価書

名古屋地方裁判所民事第2部競売係

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年10月 6日
名古屋地方裁判所民事第2部
裁判所書記官 佐 野 聡 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年10月21日から 令和 8年10月28日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8年11月 4日 午前 9時30分 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8年11月18日 午前 9時50分 名古屋地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 8年11月11日 午前 9時00分から 令和 8年11月11日 午後 4時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年10月 6日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～6	19,139,400 15,311,520	一括	3,827,880	260,483	95,000
1	3,278,100				
2	4,944,100				
3	793,800				
4	759,500				
5	6,120,100				
6	3,243,800				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 |
| | 地 番 | 1 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 558.67平方メートル |
| 2 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 1 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺高床式平家建 |
| | 床 面 積 | 92.31平方メートル |
| 3 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 |
| | 地 番 | 2 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 135.53平方メートル |
| 4 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 |
| | 地 番 | 3 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 128.92平方メートル |
| 5 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 |
| | 地 番 | 5 番 |
| | 地 目 | 宅地 |



令和 7年(ヌ)第 63号
令和 7年(ケ)第 135号

物 件 目 録

地 積 521.52平方メートル

6 所 在 瀬戸市矢形町 3番地、2番地

家屋 番号 3番

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 151.54平方メートル
2階 57.55平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約153.54平方メートル
2階 57.55平方メートル



物件明細書

令和 8年 1月16日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 佐 野 聡 美

1 不動産の表示

【物件番号1～6】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～6】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者Dが占有している。

【物件番号5】

本件所有者Aの相続人E, 株式会社佳五及びDが占有している。株式会社佳五及びDの占有権原は使用借権と認められる。

【物件番号6】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調



査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 |
| | 地 番 | 1 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 558.67平方メートル |
| 2 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 1 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺高床式平家建 |
| | 床 面 積 | 92.31平方メートル |
| 3 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 |
| | 地 番 | 2 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 135.53平方メートル |
| 4 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 |
| | 地 番 | 3 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 128.92平方メートル |
| 5 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 |
| | 地 番 | 5 番 |
| | 地 目 | 宅地 |



11

令和 7 年 (ヌ) 第 6 3 号
令和 7 年 (ケ) 第 1 3 5 号

物 件 目 録

地 積 5 2 1 . 5 2 平方メートル

6 所 在 瀬戸市矢形町 3 番地、2 番地

家屋 番号 3 番

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 5 1 . 5 4 平方メートル
2 階 5 7 . 5 5 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 1 5 3 . 5 4 平方メートル
2 階 5 7 . 5 5 平方メートル



令和 7 年(又)第 63 号

令和 7 年 6 月 12 日受理

令和 7 年 7 月 **22** 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 杉 原 慶 光

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 |
| | 地 番 | 1 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 558.67平方メートル |
| 2 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 1 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺高床式平家建 |
| | 床 面 積 | 92.31平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件1			
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □ (物件)			
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり □			
占有者及び占有状況	■土地所有者(D) ■その他の者(破産者株式会社佳五) 上記土地所有者が本土地上に下記建物を所有し、占有している 上記その他の者が資材置場として使用し、占有している ■「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	「執行官の意見」のとおり			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主である建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:			
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	■建物所有者(D) □その他の者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	「執行官の意見」のとおり			
執行官保管の仮処分	■ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 □ある [保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1関係)			
占有範囲	■全部 ☐		
占有者	■破産者株式会社佳五		
占有状況	☐ 敷地 ☐ 駐車場 ■資材置場 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐		
■関係人(■B(占有者元取締役, Dの母)) ■C弁護士(占有者破産管財人))の陳述/□提示文書()の要旨			
占有権原	☐ 賃借権 ■使用借権 ☐		
占有開始時期	昭和57年 3月23日		
最初の契約日	昭和57年 3月23日		
契約等	期間	昭和57年 3月23日から ☐ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
更新の種別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新		
現在の契約等	期間	令和 年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
契約等	貸主	■所有者(D) ☐ その他の者()	
当事者	借主	■占有者(破産者株式会社佳五) ☐ その他の者()	
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐前払 (分 円) ☐相殺 (分 円)		
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある (□敷金 円 □保証金 円)		
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐		
その他			
執行官の意見	■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (破産者株式会社佳五元取締役、Dの母) (A及びBの子の夫同席)	(口頭による陳述要旨) 1 Dが令和6年まで物件2建物に居住していました。現在、同建物は空き家になっていますが、Dが同建物の鍵を持っているので、建物内の様子は分かりません。 2 破産者株式会社佳五（以下「佳五」という。）が稼働していたころ、佳五が物件1土地（階段下部ピロティ部分を含む）を資材置場として使用していました。現在も佳五が使用していた資材やパレット等が置かれたままになっていますが、これらについては、破産管財人C弁護士から処分して構わないといわれています。 3 物件1土地から道路へ出るためには、同土地南西側の隣地（瀬戸市矢形町5番の件外土地、所有者A（Bの夫）、以下「南西側隣地」という。）を通行しなければなりません。物件1土地と南西側隣地は事実上一体で使用していますので、D及び佳五が南西側隣地を通行することにつき特別な取決めや金銭の授受はありません。 4 物件1土地の隣地所有者との間で、境界に関する紛争はありませんが、南東側の隣地（瀬戸市矢形町32番の土地）の草木が伸びて物件1土地に入ってくるので困っています。
■ D (債務者)	(照会文書に対する回答要旨) 1 私は、令和6年9月まで物件2建物に居住していました。 2 物件2建物内で犬を飼っていました。 3 物件2建物で雨漏りが発生したことはありません。
■ C弁護士 (破産者株式会社佳五破産管財人)	(口頭による陳述要旨) 物件1土地上に佳五が使用していたパレット及び資材が残置されていますが、これらはすべて破産財団から放棄しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件1土地及び物件2建物の占有関係について
関係人の陳述、住民票の記載内容及び現況等から、2及び3枚目に記載のとおり認められる。
- 2 物件1土地の現況等について
 - (1) 物件2建物の敷地、駐車場及び資材置場等として使用されており、南西側隣地（瀬戸市矢形町5番の件外土地）及びその西側の水路を介して道路に接している。
物件1土地は、北側及び北東側においても道路に接しているが、北側道路は物件1土地よりも約3メートル高くなっていることに加え、雑木が同土地の北側境界付近に繁茂していることから（写真3）、同土地から北側道路へ出入りすることはできない。また、北東側道路は、いわゆる赤道であり、現在道路としては使用されていない。
 - (2) 物件1土地北部に物件2建物の土台部分（高床式構造）が設けられている（写真1）。
当該土台の西端は隣家（瀬戸市矢形町2番及び3番の各件外土地上の件外建物）の屋根上部に達し、隣家の差し掛けとして機能している。また、当該土台の一部が隣家の屋根と接合されている（写真1及び4）。
 - (3) 各種資材（袋に「精製タルク」「風化珪砂」等の表示あり）、一斗缶、ドラム缶及びフォークリフト等が物件1土地上（主に階段下部ピロティ）に置かれている。
なお、コンクリート製の土留め（高さ約2メートル）が階段下ピロティ北部及び北東部付近に設けられている（写真10）。
 - (4) 物件1土地と各隣地との境界は不明確である。境界杭及び境界の目安となるような工作物を確認することはできなかった。
 - (5) 南東側隣地（瀬戸市矢形町32番の土地）の草木が物件1土地に越境している。
- 3 物件2建物の現況等について
 - (1) 空き家の状態である。Dが使用していたとみられる家財道具（たんす、テレビ台、ダイニングセット、食器棚等）、衣類及び日用品等が建物内に残置されていた。
 - (2) クロスの汚れ等経年相応の劣化のほか、補修跡がL（リビング）及び廊下の壁面に認められた（一部につき写真8）。
- 4 その他
買受人は物件1土地上及び物件2建物内の物品の搬出及び廃棄のため相当の費用を負担しなければならない可能性がある。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 6月16日 (月) 10:40-10:50	瀬戸市役所	関係人の住民票の写し及び物件1土地ほかの評価証明書取寄
7年 6月16日 (月) 11:40-11:55	目的物件所在地	物件確認, 写真撮影(屋外), 占有調査
7年 6月16日 (月) 16:40-16:50	名古屋法務局	登記事項証明書, 公図及び建物図面取寄
7年 6月16日 (月)	当庁執行官室	名古屋市証明書交付センターあて関係人の住民票の写し請求作成送付
7年 6月17日 (火)	当庁執行官室	Dあて連絡依頼文書作成送付(連絡なし)
7年 6月25日 (水) 14:40-14:50	目的物件所在地	全戸不在につき立入調査中止, 隣家に居住するB(A及びBの子の夫同席)より聴取, 簡易測量, 写真撮影(屋外), 評価人同行
7年 6月26日 (木) 16:05-16:10	(携帯電話)	(C弁護士へ架電) 占有状況等につき聴取

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
 本件建物は全戸不在で, 施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
 本件建物は全戸不在で, 施錠されていたので, 立会人を立ち会わせ, 解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
 休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日
 本件建物は無施錠であったが, 全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 6月26日 (木)	当庁執行官室	Dあて立入調査期日通知作成送付
7年 7月 3日 (木) 14:30-15:30	目的物件所在地	(立入調査)間取確認, 簡易測量, 写真撮影 (屋内外), 評価人同行
7年 7月 4日 (金)	当庁執行官室	Dあて占有状況等に関する照会文書作成送付 (回答あり)
7年 7月 7日 (月) 16:50-17:00	名古屋法務局	関係会社の履歴事項全部証明書取寄

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
本件建物は全戸不在で, 施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

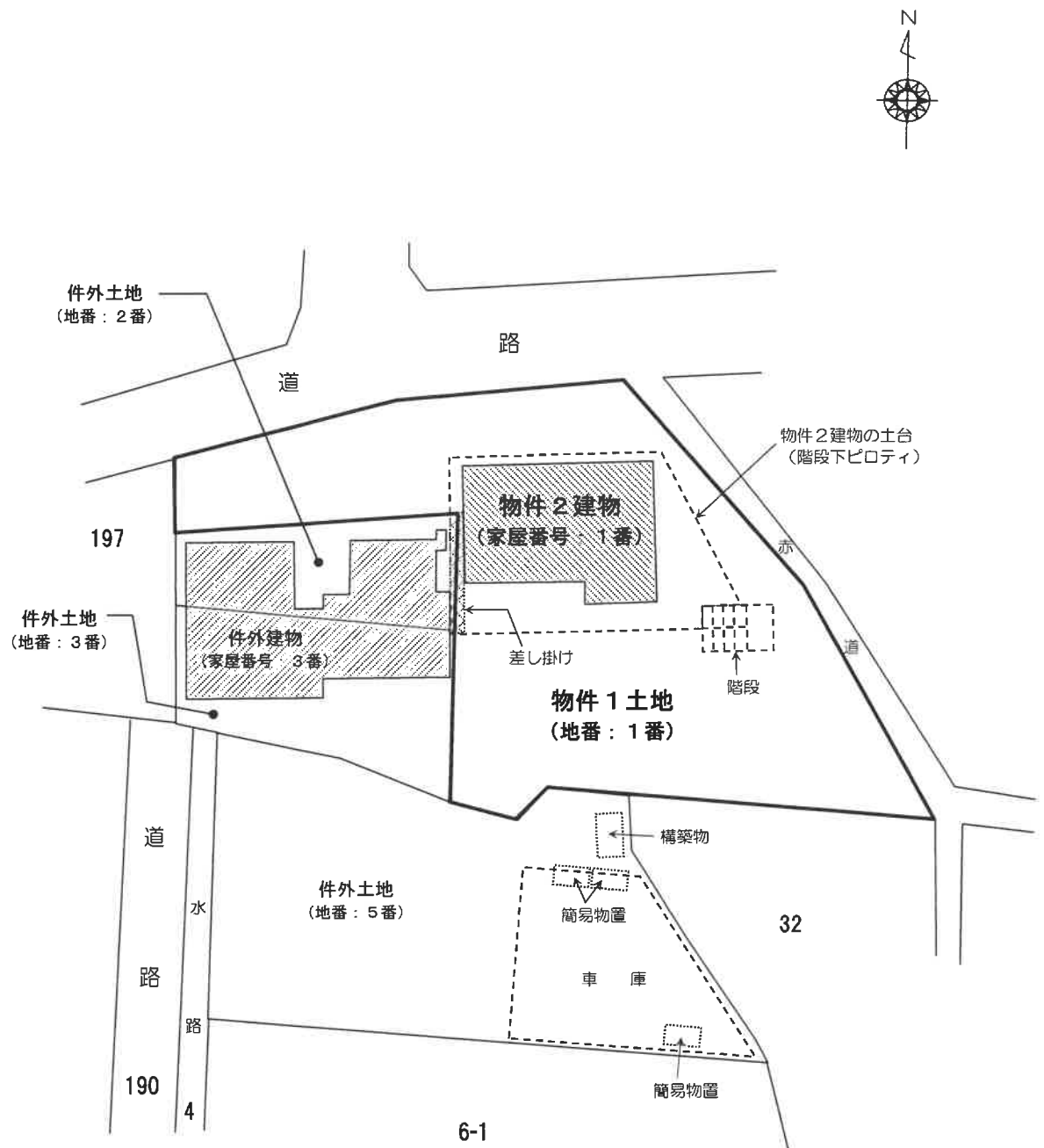
☐ 令和 年 月 日
本件建物は全戸不在で, 施錠されていたので, 立会人を立ち合わせ, 解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

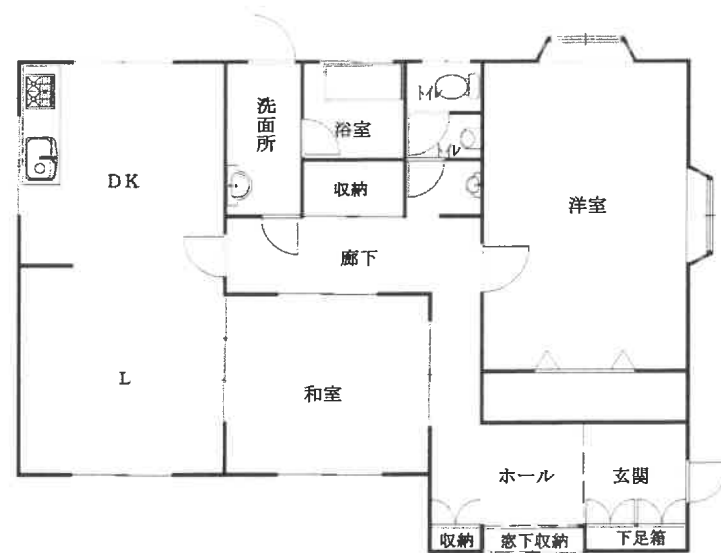
☒ 令和 7年 7月 3日
本件建物は全戸不在であったため, 立会人を立ち合わせて建物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

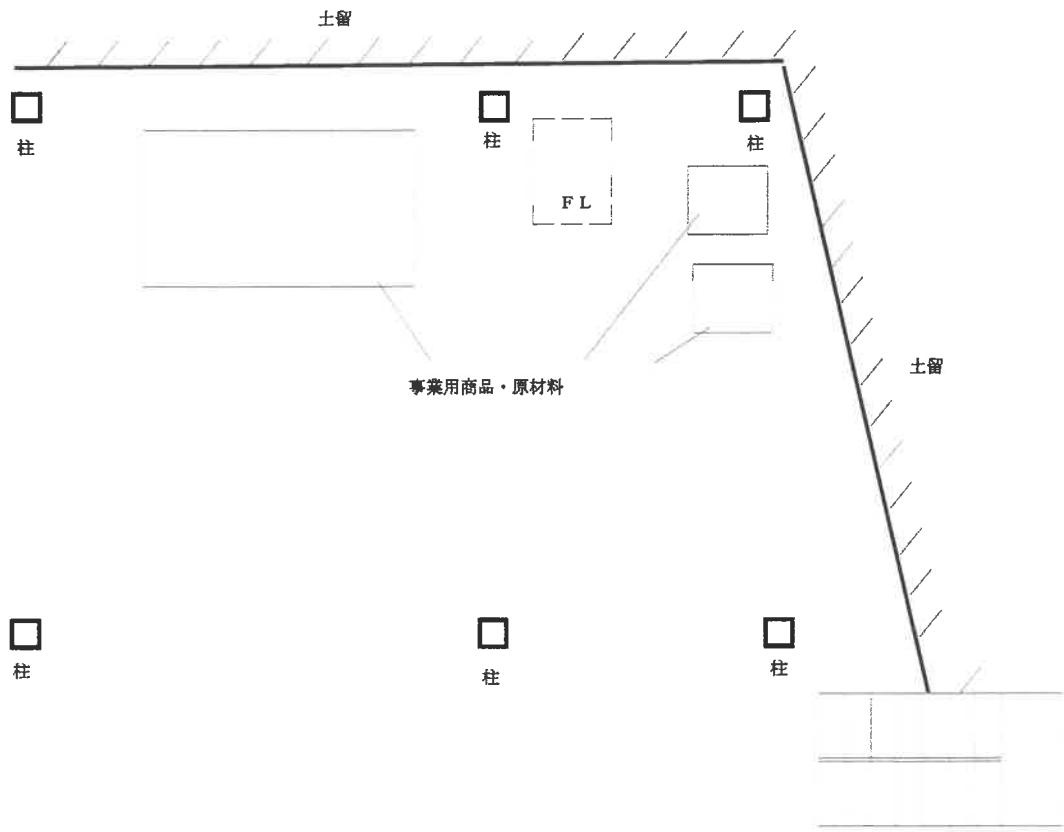
土地建物位置関係図（概略）



建物間取図（概略）



建物階段下ピロティ（概略）



1 物件1 土地及び物件2 建物の外観（南西方向から撮影）



2 物件1 土地及び物件2 建物の外観（北西方向から撮影）



3 物件1土地（北西部）と隣地との境界付近の状況



4 物件2建物の土台（階段下ピロティ）と隣家との接合状況



5 物件2建物内部の状況（L（リビング）及びDK（ダイニングキッチン））



6 物件2建物内部の状況（洋室）



7 物件2建物内部の状況（浴室）



8 物件2建物内部の状況（壁面の補修跡（廊下））



9 階段下ピロティの状況



10 階段下ピロティ北東側の土留め



令和 7 年(ケ)第 135 号

令和 7 年 9 月 30 日受理

令和 7 年10 月**29** 日提出

補 充
現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 杉 原 慶 光

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 |
| | 地 番 | 2 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 135.53 平方メートル |
| | 所有者 | |
| 2 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 |
| | 地 番 | 3 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 128.92 平方メートル |
| | 所有者 | |
| 3 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 |
| | 地 番 | 5 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 521.52 平方メートル |
| | 所有者 | |
| 4 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 3 番地、2 番地 |
| | 家屋 番号 | 3 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 151.54 平方メートル
2 階 57.55 平方メートル |

物 件 目 録

共有者	持分4分の3
共有者	持分4分の1

補充調査事項及び調査結果

- 1 補充調査事項
Aが令和7年7月24日に死亡したことに伴う占有関係等の変更状況等
- 2 調査結果
変更点は次のとおり。
ア Eが物件1ないし4各土地建物（ただし、物件4建物についてはA持分）を相続し、同土地建物に係るAの占有を承継した。
イ Bが物件4建物から転居し、同建物は空き家となった。
ウ 物件3土地上の構築物が撤去された。
なお、上記変更点を踏まえた本補充調査時点の占有関係については、4ないし8枚目記載のとおり。
- 3 調査方法及び調査経過
E（Aの子）から聴き取りを行うとともに、物件4建物の立入調査を実施した。調査経過は9枚目記載のとおり。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり		
住 居 表 示	(住居表示未実施)		
土 地	物件 1, 2		
現 況 地 目	☒ 宅地(物件 1, 2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり ☐		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者(E) ☒ その他の者(B) 上記土地所有者及びその他の者が本土地上に下記建物を共有し、占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下 記 以 外 の 建 物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
そ の 他 の 事 項			
建 物	物件 4		
種 類 , 構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる(☒ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種 類 : ☐ 構 造 : ☒ 床面積 : 1 階 約 1 5 3 . 5 4 平方メートル		
物件目録にない 附 属 建 物	☒ ない { 種 類 : ☐ ある { 構 造 : 床面積 :		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物共有者ら(E, B) ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上 記 以 外 の 敷 地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
そ の 他 の 事 項			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件3
現況地目	■宅地(物件3) □公衆用道路(物件) □農地(物件) □雑種地(物件) □山林(物件) □ □
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者(E) ■その他の者(破産者株式会社佳五, D) ■上記土地所有者が資材置場として使用し, 占有している ■上記その他の者(破産者株式会社佳五)が資材置場として使用し, 占有している ■上記その他の者(D)が通路として使用し, 占有している ■「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	先の現況調査時点において, 本土地上に設置されていた構築物が撤去されていた。
執行官保管の仮処分	■ない □ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物 (目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1, 2関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		■B (E (物件1及び2各土地所有者)の母, 物件4建物共有者)	
占有状況		■敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■E (B及び亡Aの子, 物件1及び2各土地所有者, 物件4建物共有者))の陳述／ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		昭和53年10月16日	
最初の契約等	契約日	昭和53年10月16日	
	期間	昭和53年10月16日から ☐ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
更新の種類別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	令和 年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
	貸主	■所有者 (E) ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 (B) ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (□敷金 円 □保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈2占〉)

占有者及び占有権原 (物件3関係)			
占有範囲		■全部 □	■全部 □
占有者		■破産者株式会社佳五 (債務者)	■D (破産者株式会社佳五元代表者, 隣地所有者)
占有状況		□敷地 □駐車場 ■資材置場 □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫	□敷地 □駐車場 ■通路 □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述(■B(占有者元取締役, 亡Aの妻)) □文書(□)	■陳述(■B(占有者の母)) □文書(□)
占有権原		□賃借 ■使用借 □転借 □	□賃借 ■使用借 □転借 □
占有開始時期		昭和48年 8月 3日	昭和57年 3月23日
最初の契約等	契約日	昭和48年 8月 3日	昭和57年 3月23日
	期間	昭和48年 8月 3日から □ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	昭和57年 3月23日から □ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
更新の種類別		□合意更新 □自動更新 □法定更新	□合意更新 □自動更新 □法定更新
現在の契約等	期間	令和 年 月 日から □令和 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	年 月 日から □令和 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
	貸主	■所有者(E) □その他()	■所有者(E) □その他()
当事者	借主	■占有者(破産者株式会社佳五) □その他()	■占有者(D) □その他()
	賃料・支払時期	毎金 円 (毎限り 分払) □前払() □相殺()	毎金 円 (毎限り 分払) □前払() □相殺()
敷金・保証金		□ない □敷金 □保証金 □ある [金 円]	□ない □敷金 □保証金 □ある [金 円]
特約等		□譲渡転貸可 □	□譲渡転貸可 □
その他			上記占有開始時期はDが物件3土地の隣地(瀬戸市矢形町1番の土地)を取得した日である。
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

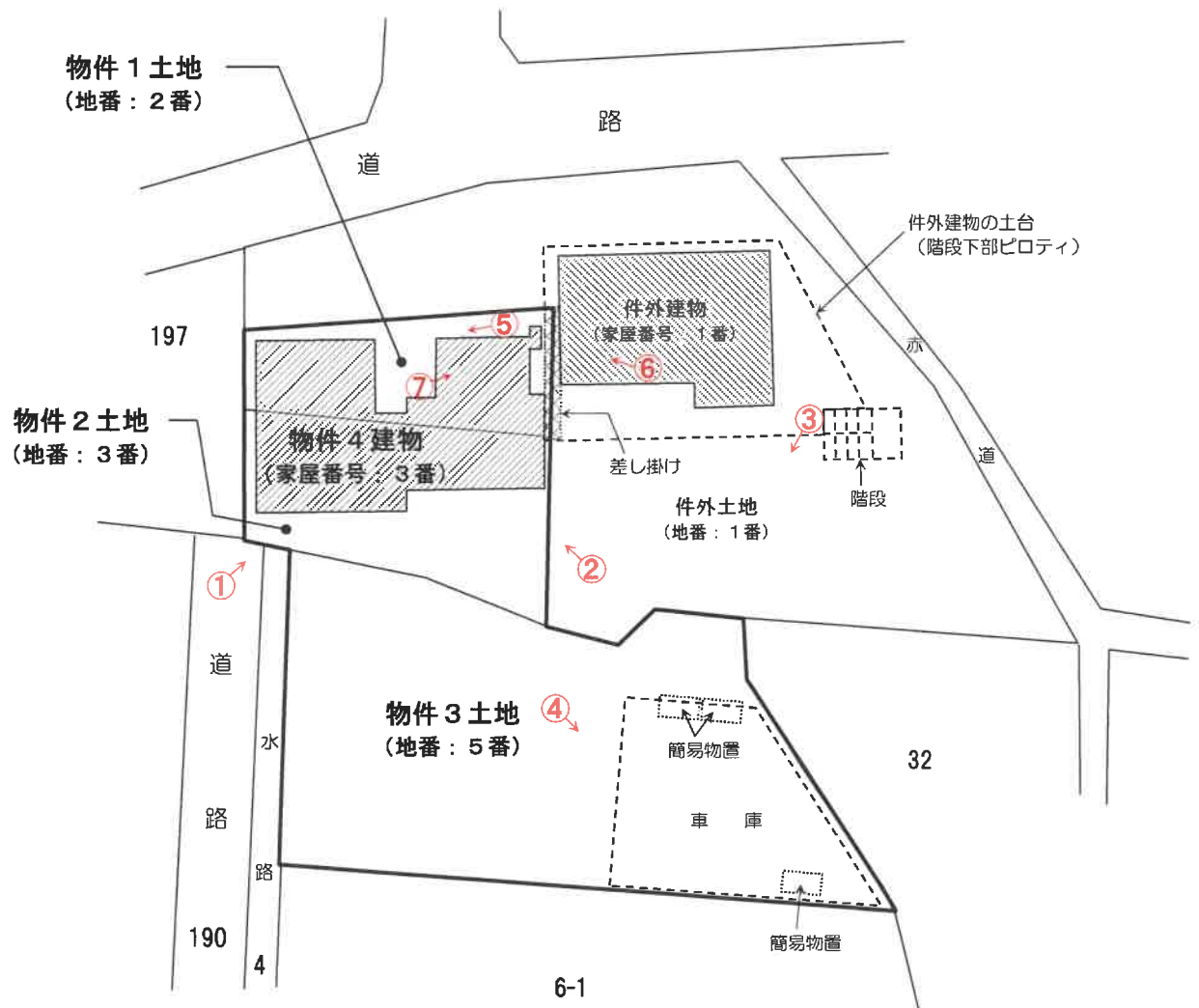
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ E (物件1ないし4各土地建物所有(共有)者, 亡Aの子)	(口頭による陳述要旨) 1 Aは令和7年7月24日に死亡しました。Aは令和6年11月14日に公正証書遺言を作成していましたので, 同遺言に基づき私が物件1ないし4各土地建物の所有権(ただし, 物件4建物についてはA持分)を相続しました。執行裁判所に同遺言証書謄本の写しを提出していますので詳細はそちらを確認してください。 2 Aの死亡後しばらくして, B(物件4建物共有者, 亡Aの妻, Eの母)は物件4建物から転居しました。現在, 同建物は空き家になっていますが, 家財道具は残ったままです。私が同建物の鍵を保管していますので, 立入調査が必要であれば執行官に鍵を貸与します。 3 令和7年9月ころ, 物件3土地上の構築物を撤去しました。 4 上記2及び3以外で, 物件1ないし4各土地建物の占有状況に変更はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年10月 7日 (火) 16:30-16:40	名古屋法務局	登記事項証明書取寄
7年10月 9日 (木) 15:30-15:35	(携帯電話)	(Eへ架電) 占有状況等につき聴取
7年10月21日 (火) 9:20-9:25	Eの勤務先 (瀬戸市)	物件4建物の鍵借用
7年10月21日 (火) 9:45-10:15	目的物件所在地	(立入調査) 間取確認, 写真撮影 (屋内外)
7年10月21日 (火) 11:15-11:20	Eの勤務先 (瀬戸市)	物件4建物の鍵返却, 占有状況等につき聴取
7年10月27日 (月) 11:50-11:55	瀬戸市役所	関係人の住民票の写し取寄
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 本件建物は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7年10月21日 本件建物は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、関係人から借用した鍵を用いて解錠し、建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日 本件建物は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち合わせて建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）



※ 写真番号及び撮影方向を「○」及び矢印で示す。

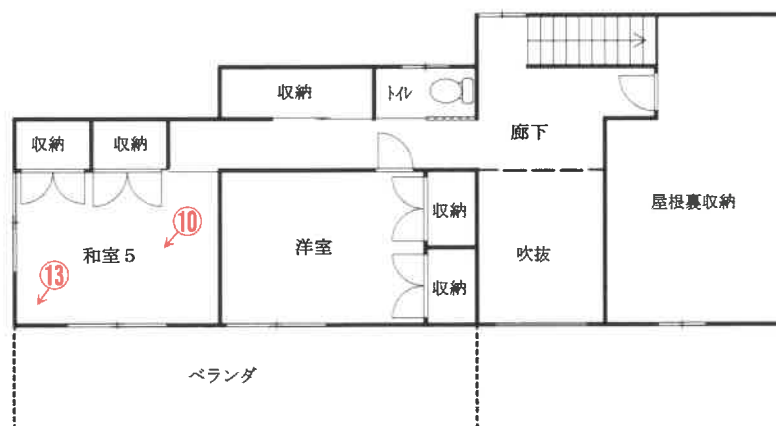
建物間取図（概略）



1 階



2 階



※ 写真番号及び撮影方向を「○」及び矢印で示す。

1 物件3土地及び物件4建物の外観



2 物件2土地及び物件4建物の外観



3 物件2及び3各土地の外観



4 物件3土地の外観



5 物件1土地と隣地との境界付近の状況



物件4建物

物件1土地

隣地（1番）

6 物件4建物と隣地工作物（隣家の土台）との接合状況及び同建物の増築部分



物件4建物増築部分

隣地（1番）

7 物件4建物屋根の太陽熱温水器パネル



物件4建物

8 物件4建物内部の状況（L（リビング））



9 物件4建物内部の状況（和室1及び2）



10 物件4建物内部の状況（和室5）



1 1 物件4建物内部の状況（K（キッチン））



1 2 物件4建物内部の状況（雨漏りによる天井の染み・広縁）



1 3 物件4建物内部の状況（クロスの剥がれ・和室5）



令和 7 年(ケ)第 135 号

令和 7 年 6 月 12 日受理

令和 7 年 7 月 **22** 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 杉 原 慶 光

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|----------------|--------------|--|
| 1 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 | | |
| | 地 番 | 2 番 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 135.53平方メートル | | |
| | 所有者 | | | |
| 2 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 | | |
| | 地 番 | 3 番 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 128.92平方メートル | | |
| | 所有者 | | | |
| 3 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 | | |
| | 地 番 | 5 番 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 521.52平方メートル | | |
| | 所有者 | | | |
| 4 | 所 在 | 瀬戸市矢形町 3番地、2番地 | | |
| | 家屋 番号 | 3 番 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 151.54平方メートル | |
| | | 2階 | 57.55平方メートル | |

物 件 目 録

共有者 持分4分の3
共有者 持分4分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1, 2		
現況地目	☒ 宅地(物件 1, 2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者(A) ☒ その他の者(B) 上記土地所有者及びその他の者が本土地上に下記建物を共有し、占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「執行官の意見」のとおり		
建物	物件 4		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる(☒ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 1 階 約 1 5 3 . 5 4 平方メートル		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者ら(A, B) ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「執行官の意見」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(土地用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり
住 居 表 示	(住居表示未実施)
土 地	物件 3
現 況 地 目	■宅地 (物件 3) □公衆用道路(物件) □農地(物件) □雑種地(物件) □山林 (物件) □ □
形 状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり □
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■土地所有者(A) ■その他の者(破産者株式会社佳五, D) ■上記土地所有者が資材置場として使用し, 占有している ■上記その他の者(破産者株式会社佳五)が資材置場として使用し, 占有して いる ■上記その他の者(D)が通路として使用し, 占有している ■「占有者及び占有権原」のとおり
そ の 他 の 事 項	「執行官の意見」のとおり
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	■ない □ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建 物 (目 的 外 建 物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図(概略)のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1, 2関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		■B (A (物件1及び2各土地所有者)の妻, 物件4建物共有者)	
占有状況		■敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■B(占有者, Aの妻, 物件4建物共有者) ☐)の陳述/□提示文書()の要旨			
占有権原		□賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		昭和53年10月16日	
最初の契約等	契約日	昭和53年10月16日	
	期間	昭和53年10月16日から ☐ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
更新の種別		□合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	令和 年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
	貸主	■所有者(A) ☐ その他の者()	
当事者	借主	■占有者(B) ☐ その他の者()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		□ない □ある (□敷金 円 □保証金 円)	
特約等		□譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈2占〉)

占有者及び占有権原 (物件3関係)			
占有範囲		■全部 □	■全部 □
占有者		■破産者株式会社佳五 (債務者)	■D (破産者株式会社佳五元代表者, 隣地所有者)
占有状況		□敷地 □駐車場 ■資材置場 □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫	□敷地 □駐車場 ■通路 □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫
関係人の陳述及び提示文書の要旨		■陳述(■B(占有者元取締役, Aの妻)) ■陳述(■C弁護士(占有者破産管財人))	■陳述(■B(占有者の母)) □文書(□)
占有権原		□賃借 ■使用借 □転借 □	□賃借 ■使用借 □転借 □
占有開始時期		昭和48年 8月 3日	昭和57年 3月23日
最初の契約等	契約日	昭和48年 8月 3日	昭和57年 3月23日
	期間	昭和48年 8月 3日から □ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	昭和57年 3月23日から □ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
更新の種類別		□合意更新 □自動更新 □法定更新	□合意更新 □自動更新 □法定更新
現在の契約等	期間	令和 年 月 日から □令和 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	年 月 日から □令和 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
	貸主	■所有者(A) □その他()	■所有者(A) □その他()
当事者	借主	■占有者(破産者株式会社佳五) □その他()	■占有者(D) □その他()
	賃料・支払時期	毎 金 円 (毎 限り 分払) □前払 () □相殺 ()	毎 金 円 (毎 限り 分払) □前払 () □相殺 ()
敷金・保証金		□ない □敷金 □保証金 □ある [金 円	□ない □敷金 □保証金 □ある [金 円
特約等		□譲渡転貸可 □	□譲渡転貸可 □
その他			上記占有開始時期はDが物件3土地の隣地(瀬戸市矢形町1番の土地)を取得した日である。
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (物件4建物共有者、 Aの妻、破産者株式会社佳五元取締役) (A及びBの子の夫同席)	(口頭による陳述要旨) 1 現在、私と夫(A)の2人で物件4建物に居住しています。破産者株式会社佳五(以下「佳五」という。)が廃業する前、佳五が同建物の一室を事務所として使用していましたが、現在は使用していません。 2 佳五が使用していた資材やパレット等が物件3土地に置かれたままになっています。これらについては、破産管財人C弁護士から処分して構わないといわれています。 なお、同土地南東部に存在する鉄骨製の車庫はAが設置したものです。 3 物件3土地北東側の隣地(瀬戸市矢形町1番の件外土地、以下「北東側隣地」という。)は私の子(D)が所有する土地です。Dが北東側隣地から物件3土地西側の道路へ出入りするため、同土地を通路として使用しています。 4 Aの所有する物件1及び2各土地上に私とAの共有する物件4建物が建築されていますが、私とAの間で当該各土地の使用に関する取決めや賃料の授受はありません。 5 令和7年6月までの約12年間、物件4建物内で犬を1匹飼っていました。 6 以前使用していた太陽熱温水器パネルが物件4建物の屋根に残されています。 7 15年から20年くらい前、ダイニング(D)及びキッチン(K)に電気式の床暖房を設置し、キッチン周りをリフォームしました。ただし、床暖房については、長期間使用していないので正常に稼働するか否かは不明です。 8 執行官によると物件4建物北東部の給湯器収納庫付近が法務局備付けの建物図面と異なるそうですが、詳細は分かりません。 9 10年以上前になりますが、暴風雨の際、物件4建物の南西角付近で雨漏りが発生しました。業者に確認してもらったところ、屋根瓦がずれていたそうです。すぐに補修してもらい、その後、現在に至るまで雨漏りが発生したことはありません。 10 大雨の際でも物件1ないし3各土地の周囲の道路が冠水したことはありません。また、物件2建物で浸水被害を受けたこともありません。 11 物件1ないし3各土地の隣地所有者との間で、境界に関する紛争はありません。
■ C弁護士 (債務者株式会社佳五破産管財人)	(口頭による陳述要旨) 物件3土地上に佳五が使用していたパレット及び資材が残置されていますが、これらはすべて破産財団から放棄しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

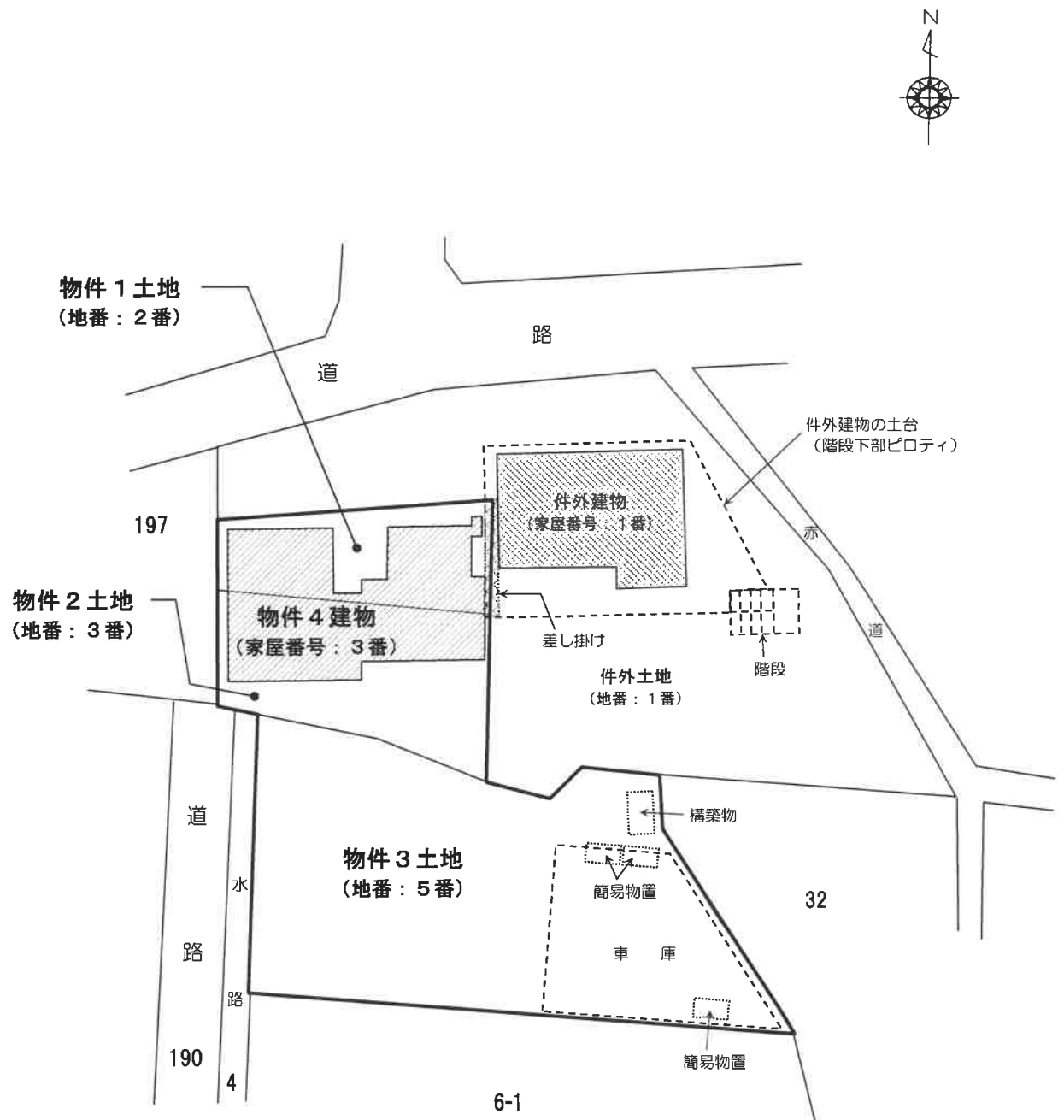
- 1 物件1ないし4各土地建物の占有関係について
関係人の陳述、住民票の記載内容及び現況等から、3ないし6枚目に記載のとおり認められる。
- 2 物件1ないし3各土地の現況等について
 - (1) 物件1及び2各土地は一体で物件4建物の敷地として使用されている。また、物件3土地は資材置場、作業場、駐車場及び北東側隣地（瀬戸市矢形町1番の件外土地、所有者D）から道路へ至る通路等として使用されており、西側の水路を介して道路に接している。
 - (2) 物件1ないし3各土地と北東側隣地との境界付近に境界の目印となるような杭や工作物を確認することはできなかった。
 - (3) 物件1土地の北側（北東側隣地の北西部）は、北方向へ昇る高低差約3メートルの急斜面である。北東側隣地に擁壁は設けられておらず、雑木が繁茂している（写真5）。
 - (4) 物件1ないし3各土地に設置されている工作物及び動産は次のとおりである（設置場所は土地建物位置関係図（10枚目）参照）。
 - ア 鉄骨製の車庫（写真3及び4）
 - イ 簡易物置（3個）（写真3及び4）
 - ウ 構築物（砂などを袋詰めするための設備と思われるが詳細は不明）（写真3）
 - エ 差し掛け
なお、当該差し掛けは北東側隣地上の建物（瀬戸市矢形町1番地所在の家屋番号1番の件外建物（木造瓦葺高床式）の土台部分である。当該土台の一部は物件4建物北東部の屋根上部に達しており、屋根の一部と接合されている（写真2及び6）。
 - (5) 物件3土地南側の隣地（瀬戸市矢形町6番1の土地）の樹木が物件3土地に越境している（写真1）。
- 3 物件4建物の現況等について
 - (1) 北東部の給湯器収納庫が年月日不詳で増築されている（増築面積約2平方メートル）（写真6）。
 - (2) 1階北部の屋根上に太陽熱温水器パネルが残置されている（Bの陳述6参照、写真7）。
 - (3) 2階東部に屋根裏収納が設けられている。
 - (4) 経年相応の劣化が認められるほか、以下の瑕疵が認められた。
 - ア 床のふわつき（広縁）
 - イ 雨漏りによるとみられる天井の染み（広縁）（写真12）
 - ウ クロスの剥がれ（和室5）（写真13）なお、物件4建物は、新築から45年以上経過した老朽化した建物であることから、上記以外にも建物の躯体等に損傷が生じている可能性がある。
- 4 その他
買受人は物件3土地上及び物件4建物内の各種物品の搬出並びに廃棄のため相当の費用を負担しなければならない可能性がある。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 6月16日 (月) 10:50-11:00	瀬戸市役所	関係人の住民票の写し及び物件1土地ほかの評価証明書取寄
7年 6月16日 (月) 11:55-12:10	目的物件所在地	物件確認, 写真撮影 (屋外), 占有調査, 連絡依頼文書を投函 (連絡あり)
7年 6月16日 (月) 16:30-16:40	名古屋法務局	登記事項証明書, 公図, 建物図面及び関係会社の履歴事項全部証明書取寄
7年 6月16日 (月) 18:00-18:10	(携帯電話)	(A及びBの子の夫より受電) 占有状況等につき聴取
7年 6月17日 (火) 13:00-13:05	(携帯電話)	(A及びBの子の夫へ架電) 立入調査期日調整
7年 6月25日 (水) 13:00-14:40	目的物件所在地	(立入調査) 間取確認, 簡易測量, 写真撮影 (屋内外), B並びにA及びBの子の夫立会, 同人らより占有状況等につき聴取, 評価人同行
7年 6月26日 (木) 16:00-16:05	(携帯電話)	(C弁護士へ架電) 占有状況等につき聴取
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 本件建物は全戸不在で, 施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 本件建物は全戸不在で, 施錠されていたので, 立会人を立ち会わせ, 解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日 本件建物は無施錠であったが, 全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）



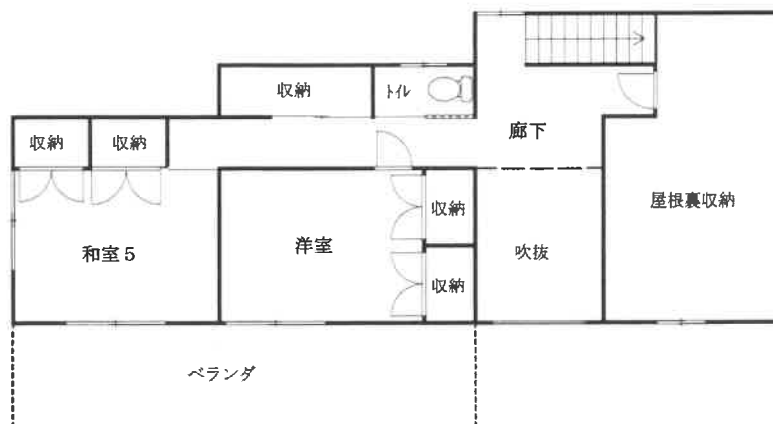
建物間取図（概略）



1 階



2 階



1 物件3土地及び物件4建物の外観（南西方向から撮影）



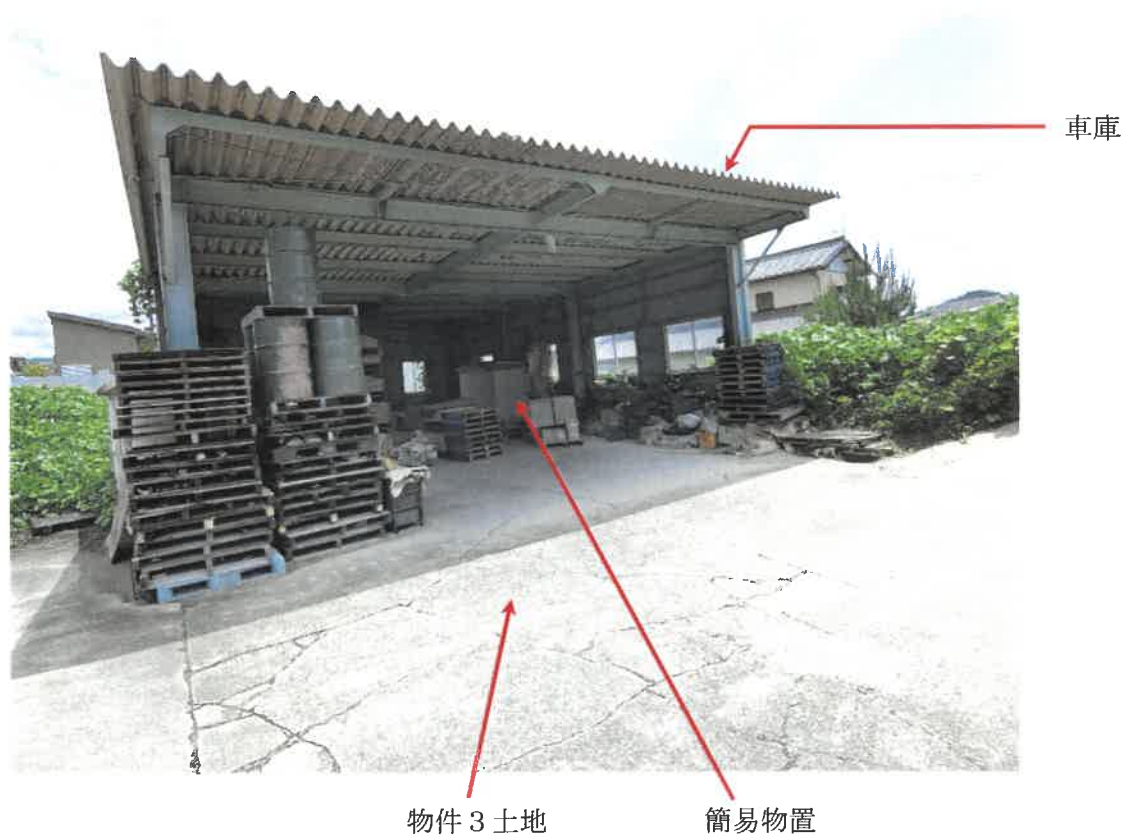
2 物件2土地及び物件4建物の外観（南東方向から撮影）



3 物件2及び3各土地の外観（北東方向から撮影）



4 物件3土地の外観（西方向から撮影）



5 物件1土地と隣地との境界付近の状況



物件4建物

物件1土地

隣地（1番）

6 物件4建物と隣地工作物（隣家の土台）との接合状況及び同建物の増築部分



物件4建物増築部分

隣地（1番）

7 物件4建物屋根の太陽熱温水器パネル



8 物件4建物内部の状況（L（リビング））



9 物件4建物内部の状況（和室1及び2）



10 物件4建物内部の状況（和室5）



1 1 物件 4 建物内部の状況 (K (キッチン))



1 2 物件 4 建物内部の状況 (雨漏りによる天井の染み・広縁)



1 3 物件4建物内部の状況（クロス剥がれ・和室5）



令和 7 年	(ヌ)	第 63 号
令和 7 年	(ケ)	第 135 号
令和 7 年 6 月 16 日		受理
令和 7 年 6 月 25 日外		現地調査
令和 7 年 10 月 3 日		評価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

樋沢 武司 印

第1 評価額

一 括 価 格			
金		39,060,000	円
内 訳 価 格			
物件1（土地）	金	6,690,000	円
物件2（建物）	金	10,090,000	円
物件3（土地）	金	1,620,000	円
物件4（土地）	金	1,550,000	円
物件5（土地）	金	12,490,000	円
物件6（建物）	金	6,620,000	円

- 1 一括価格は、物件1～6の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1及び3～5の内訳価格は物件2及び6のための土地利用権等価格を控除した価格あり、物件2及び6の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 等 地 番 地 目 地 積	瀬戸市矢形町 1 番 宅地 558.67 m ²	同左
2	所 在 等 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	瀬戸市矢形町 1 番地 1 番 居宅 木造瓦葺高床式平家建 1階 92.31 m ²	同左
3	所 在 等 地 番 地 目 地 積	瀬戸市矢形町 2 番 宅地 135.53 m ²	同左
4	所 在 等 地 番 地 目 地 積	瀬戸市矢形町 3 番 宅地 128.92 m ²	同左
5	所 在 等 地 番 地 目 地 積	瀬戸市矢形町 5 番 宅地 521.52 m ²	同左
6	所 在 等 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	瀬戸市矢形町 3 番地、2 番地 3 番 居宅 木造瓦葺 2 階建 1階 151.54 m ² 2階 57.55 m ² 209.09 m ²	特記事項記載の通り
番号	特 記 事 項		
6	1 階 未登記増築部分有り。 約2m ² 給湯器収納庫		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1及び3～5）

位 置 ・ 交 通	愛知環状鉄道線「山口」駅 北西方 道路距離約750m (附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	一般住宅の中に、共同住宅も見られる住宅地域	
主な公法上の 規制等(道路 の幅員等の個 別的な規制を 考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 規 制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 150% — 居住誘導区域 せと・街なか景観ゾーン 屋外広告物規制区域(第5条第1項 許可) 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	地 積 1344.64 m ² 間 口 約32m、 奥 行 約47m 形 状 不整形	
接 面 道 路 の 状 況	西側幅員約4mの舗装市道に水路を介在して接面する(高低差等高)。 北側幅員6.4mの舗装市道、東側幅員約1mの赤道に接面する。 (対象物件(土地)は、北側道路より約5m低い位置にある) 西側及び北側市道は建築基準法第42条1項道路に該当する。	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1は物件2の敷地である。 物件3,4は物件6の敷地であり、物件5は附属構築物(車庫)の敷地である。	
供給処理施設 (敷地内引込の 有無を基準と している)	上 水 道 あり ガ ス 配 管 引込可 下 水 道 あり	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	土壌汚染の可能性について不動産登記情報等を調査したところ、昭和53年 以前は田であったと推定されることから、土壌汚染の可能性は低いと 思われる。 土壌汚染の有無については詳細な調査が必要である。	
特 記 事 項	・物件5の土地に、亜鉛メッキぶきの車庫(構築物)がある。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載） 平成3年12月21日新築 経 過 年 数 約 34 年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 約 6 年
仕 様	構 造 木造 屋 根 瓦葺 外 壁 サイディング 内 壁 ビニルクロス貼り、砂壁 天 井 ビニルクロス貼り、合板 床 フローリング、畳 設 備 電気、上下水道等 そ の 他 ー
床 面 積（現 況）	1 階 92.31 m ²
現 況 用 途 等	現 況 用 途 居宅 間 取 り 2LDK（附属資料 建物間取図のとおり）
品 等	普通
保 守 管 理 の 状 態	普通
建 物 の 利 用 状 況	「現況調査報告書の記載のとおり」
特 記 事 項	・物件2建物は、高床式平家であり、建物下はピロティとなっている。 ・ピロティの一部が、隣地（2番）に越境している可能性がある。 ・ピロティには、大量の事業用商品や原材料が積んである。

2 建物の概況及び利用状況（物件6）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載） 昭和53年10月16日新築 経 過 年 数 約 47 年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 約 3 年
仕 様	構 造 木造 屋 根 瓦葺 外 壁 サイディング 内 壁 ビニルクロス貼り、合板 天 井 ビニルクロス貼り、合板 床 合板、畳 設 備 電気、上下水道等 そ の 他
床 面 積（現 況）	1 階 約153.54 m ² 2 階 57.55 m ² 約211.09 m ²
現 況 用 途 等	現 況 用 途 居宅 間 取 り 6L＋DK＋納戸＋屋根裏収納 （附属資料 建物間取図のとおり）
品 等	普通
保 守 管 理 の 状 態	普通
建 物 の 利 用 状 況	「現況調査報告書の記載のとおり」
特 記 事 項	過去に犬を飼っていた。 雨漏り箇所あり。 現在は未使用の太陽熱温水器が設置されたままである。 1階DKに床暖房設備あり。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1及び3～5）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	61,400	0.86	558.67	0.90	26,550,000
3	61,400	0.86	135.53	0.90	6,440,000
4	61,400	0.86	128.92	0.90	6,130,000
5	61,400	0.86	521.52	0.90	24,780,000
合計			1344.64		63,900,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 瀬戸-25

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 75,200 \text{ 円/㎡} \times & & 100 / 100 \times & & 100 / 103 \times & & 100 / 119 = & & 61,400 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & & & & (\text{上三桁未満四捨五入}) \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位（1.03）

◇地域格差：交通、環境条件格差等を考慮

イ 個別格差：一体として 不整形（0.95）×奥行逓減（0.90）=0.86

ウ 地 積：登記数量による

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2及び6）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	264,000	92.31	0.14	3,410,000
6	165,000	約211.09	0.07	2,440,000
合計		約303.40		5,850,000

ウ 現価率：

物件2

- ・現価率＝〔残価率3%＋（1－残価率3%）×{経済的残存耐用年数6年／（経済的残存耐用年数6年＋経過年数34年）}〕×（1－観察減価等20%）＝ 0.14

物件6

- ・現価率＝〔残価率3%＋（1－残価率3%）×{経済的残存耐用年数3年／（経済的残存耐用年数3年＋経過年数47年）}〕×（1－観察減価等20%）＝ 0.07

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	26,550,000	0.55	法定地上権	14,600,000
3	6,440,000	0.55	法定地上権	3,540,000
4	6,130,000	0.55	法定地上権	3,370,000
5	24,780,000	0.10	場所的利益	2,480,000
合計				23,990,000

イ 土地利用権等割合 物件1, 3, 4

：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

物件5

：土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算 (円) イ	占有減価 修正 (円) ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) $\{(ア \pm イ) - ウ\} \times エ \times オ$
1	26,550,000	－ 14,600,000		0.80	0.7	6,690,000
2	3,410,000	＋ 14,600,000	0	0.80	0.7	10,090,000
3	6,440,000	－ 3,540,000		0.80	0.7	1,620,000
4	6,130,000	－ 3,370,000		0.80	0.7	1,550,000
5	24,780,000	－ 2,480,000		0.80	0.7	12,490,000
6	2,440,000	＋ 9,390,000	0	0.80	0.7	6,620,000
一括価格（合計）						39,060,000

エ 市場性修正：敷地規模が非常に大きい中古の建物（2棟）及びその敷地の流通性を勘案して決定した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示 価格 瀬戸-25

所 在：瀬戸市山口町19番

価 格： 75,200 円/㎡

位 置：愛知環状鉄道線「山口」駅の北方道路距離約250m

価 格 時 点： 令和7年 1月1日

地 積： 241 ㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：東側4m市道に接面

用 途 指 定 等：第1種中高層住居専用地域(建ぺい率60%・容積率150%)

地 域 の 概 要：一般住宅の中に、共同住宅も見られる住宅地域

第7 附属資料

1 位置図

2 付近案内図

3 公図写

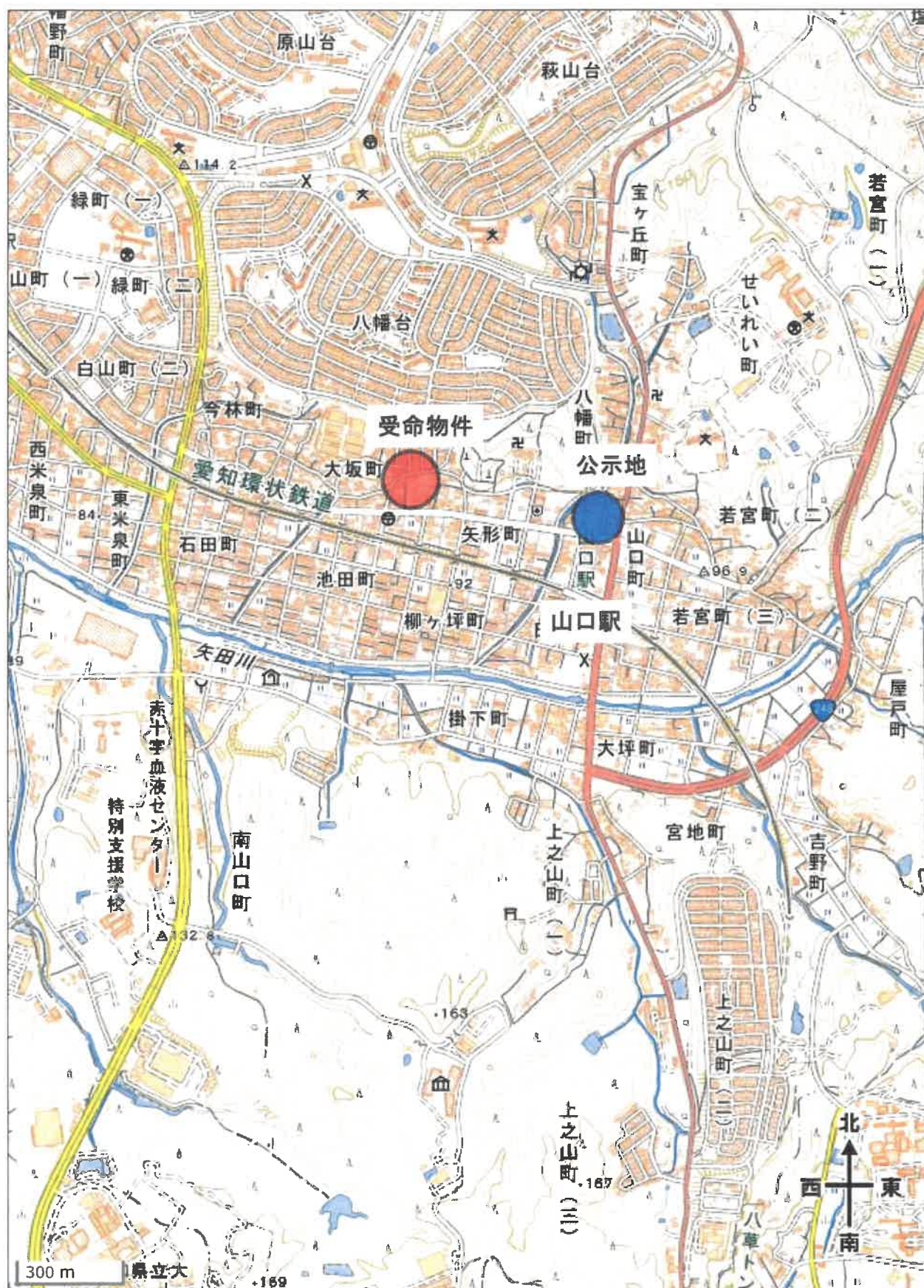
4 建物図面・各階平面図写

5 土地建物配置図（概略）

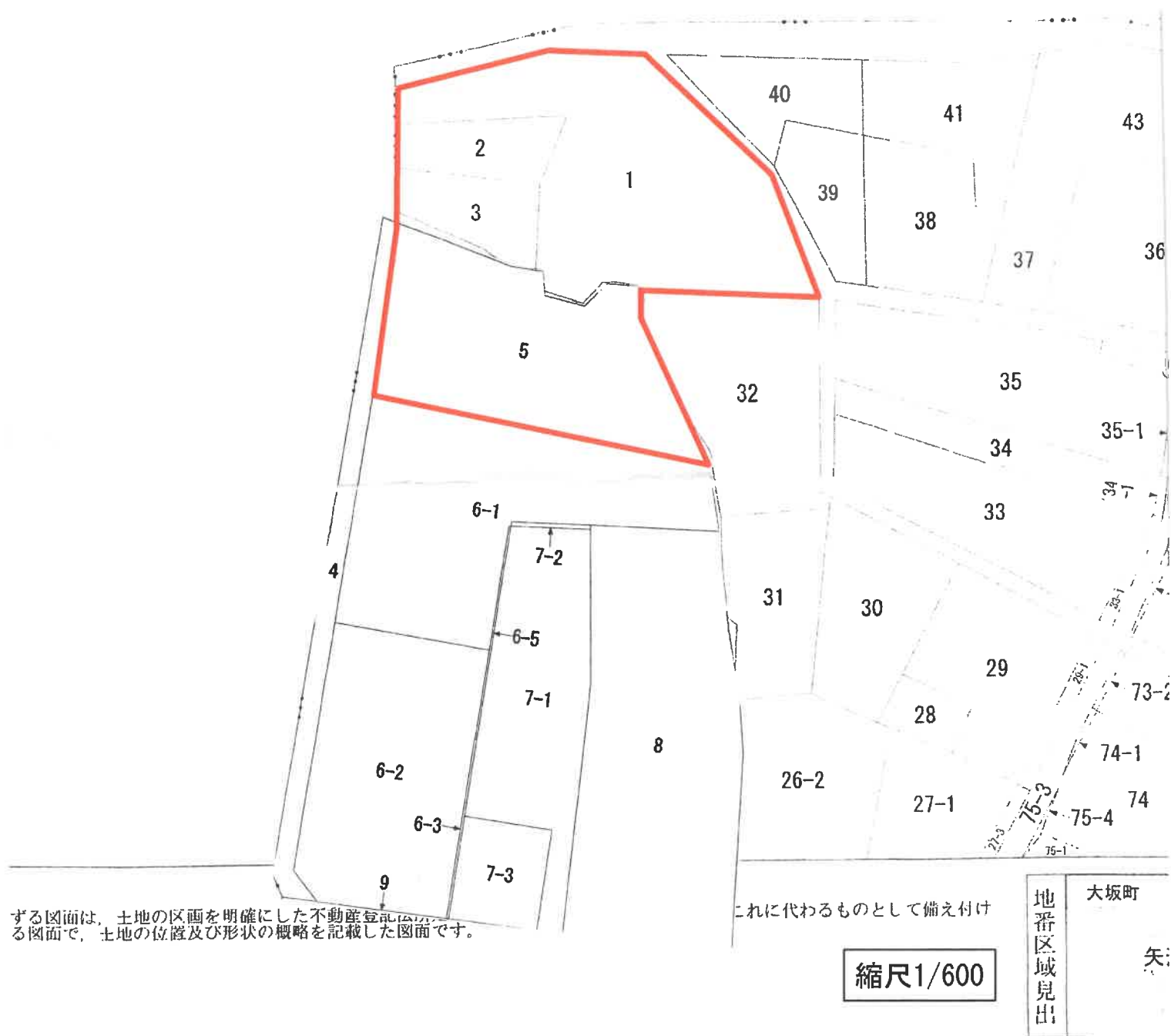
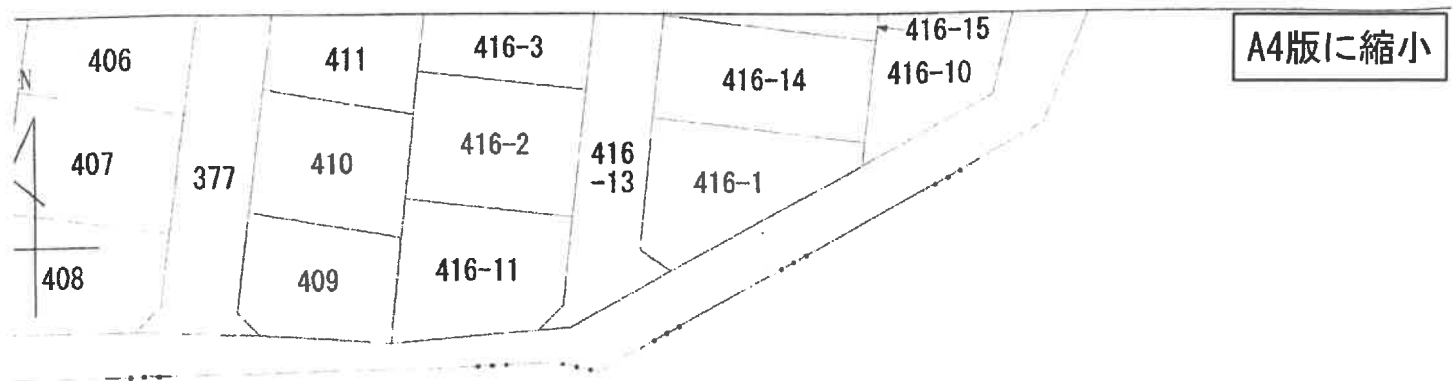
6 建物間取図（概略）

7 現況写真

以 上







する図面は、土地の区画を明確にした不動産登記簿の図面である図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

これに代わるものとして備え付け

矢

登記年月日：平成4年4月8日

3300001

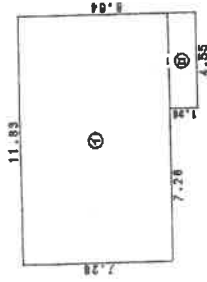
各階平面図

家屋番号

1番

建築物図面

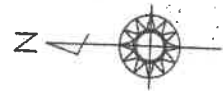
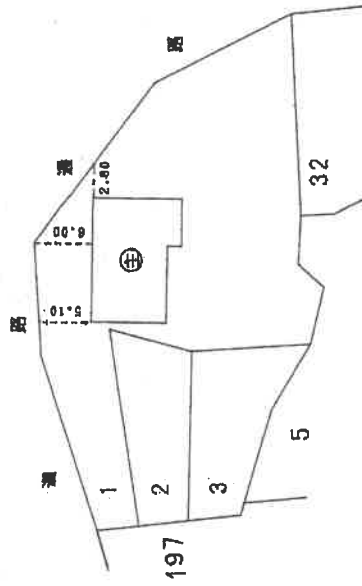
建築物の所在
瀬戸市矢形町1番地



面積表

①	11.83 × 7.28 =	86.1224
②	4.55 × 1.38 =	6.2790
計		92.4014

床面積 92.31㎡



(全頁等用)

作製者

1/250

申請人

縮尺

1/500

A4版に縮小

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局春日井支局管轄)

令和7年4月24日

名古屋法務局

登記官

請求番号：15-4

登記年月日 昭和53年11月19日

33000002

各階平面図

家屋番号 710-3番

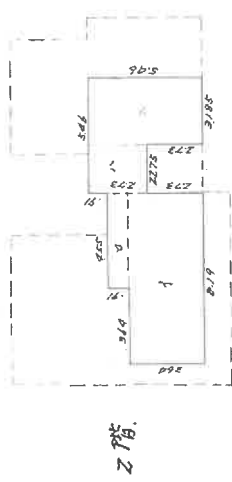
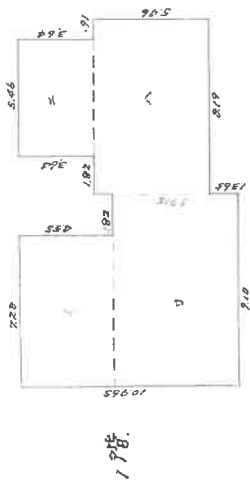
建物図

面

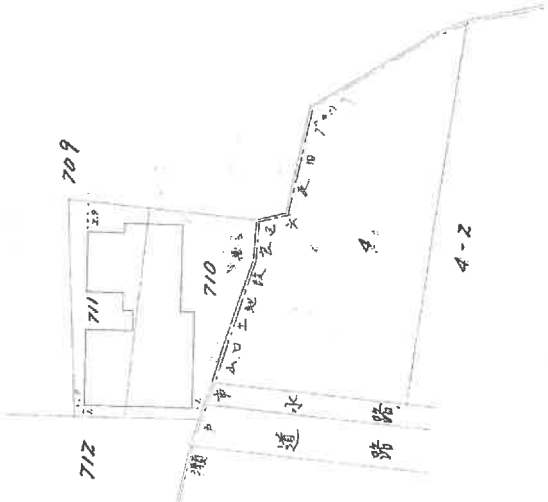
53.11.9

建物の所在 瀬戸市大宮山口及坂 710番地、711番地

瀬戸市矢形町3番地、2番地



1階.	1	7.28	×	4.55	=	33.1240
	2	9.10	×	5.915	=	53.8265
	3	8.19	×	5.46	=	44.7174
	4	5.46	×	3.64	=	19.8744
	計				=	151.5423 m ²
2階.	1	8.19	×	3.64	=	29.8116
	2	4.55	×	0.91	=	4.1405
	3	2.275	×	2.73	=	6.21075
	4	3.185	×	5.46	=	17.3901 m ²
	計				=	57.55295 m ²



作成者

縮尺 1/500

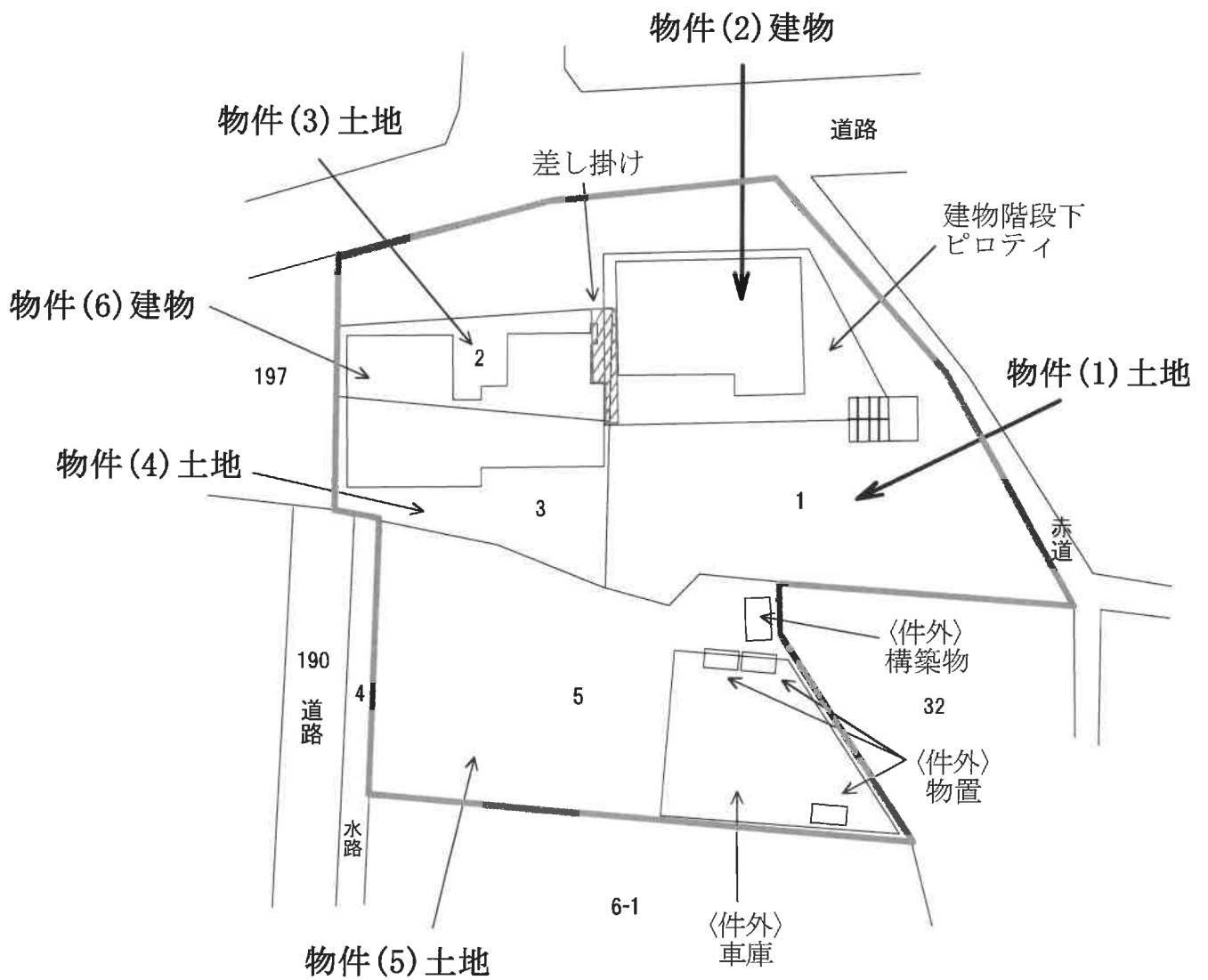
申請人

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局春日井支局管轄)
令和7年4月24日 名古屋法務局

登記官

土地建物配置図（概略）



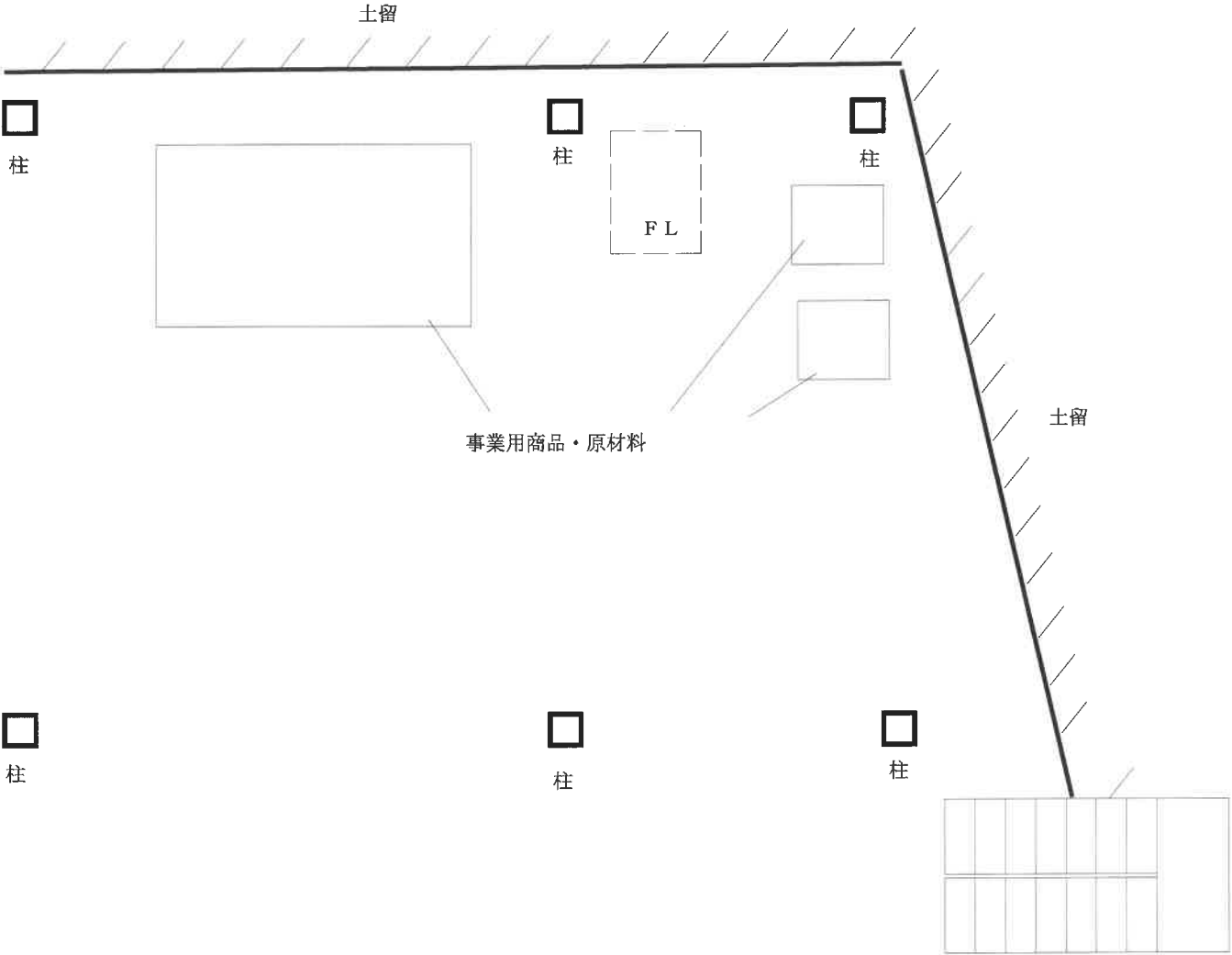
建物間取図（概略）

物件 2



建物階段下ピロティ（概略）

物件2



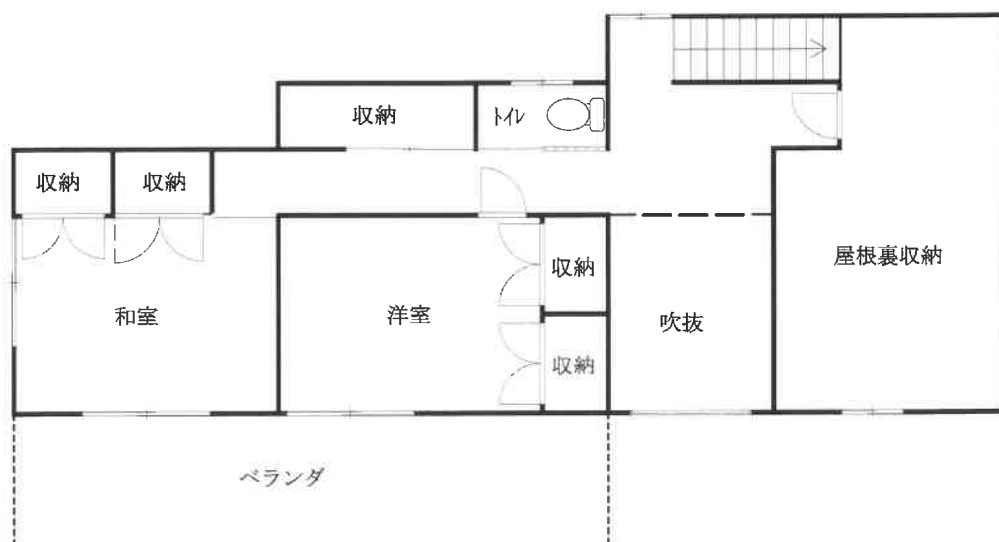
建物間取図（概略）

物件6

1 階



2 階



対象不動産の写真



A



B